

差止請求書

2018（平成30）年1月29日

〒164-0013
東京都中野区弥生町1丁目9番8号
トーソー本社ビル7階
株式会社トーソーコンストラクション
代表取締役 紙谷 武幸 殿

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司（弁護士）
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973
担当 事務局長 岩岡 宏保



第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成されている特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、本差止請求書を差し出します（したがって、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができません）。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、本差止請求書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

第2 請求の趣旨

貴社の使用する以下の契約書中の条項について、使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

1 契約条項第9条（遅延損害金）

- (1) 「甲が請負代金の支払期日に支払いを遅延した時は、乙は、甲に対し遅延額の年14.6%に相当する遅延損害金を請求することが出来る。」
- (2) 「乙の責めに帰すべき事由により期間内に契約の目的物を引き渡すことが出来ない時は、甲は、遅延日数1日につき請負代金額（工期内に部分完工引渡しがなされた時は引渡部分に対する請負代金相当額を控除した金額）の1000分の1の損害金を乙に請求することが出来るものとし、実際に発

生じた損害がこれを、超える場合でも、超過額の請求は出来ないものとする。」

2 契約条項第10条(クーリング・オフ)(1)

「お客様が弊社による飛び込み営業をきっかけとしてご契約された場合は、御契約日から8日以内に書面で契約申込の撤回(クーリング・オフ)をすることができるものとする。」

3 契約条項第11条(甲の中止又は解除権)(1)

「甲は、工事が完成するまでは、必要に応じてこの契約を解除することができる。この場合甲は、工事進捗状況に伴う実費清算の他、違約金として契約金の三割を支払うものとする。」

第3 紛争の要点

1 請求の趣旨第1項(1)について

契約条項第9条(1)(以下「本条項1」といいます。)は、請負代金の支払いを遅延した場合、貴社は、貴社契約者に対し、年14.6%の遅延損害金を請求できる旨が定められております。

この点、本条項1は、契約条項第10条に照らし、訪問販売においても使用されることが想定されているところ、特定商取引に関する法律(以下「特商法」といいます。)第10条第2項では、未払額の年6%を遅延損害金の上限としております。

したがって、本条項1は、特商法第10条第2項に違反し、不当条項に該当するものと思料いたしますので、本書のとおり請求します。

2 請求の趣旨第1項(2)について

契約条項第9条(2)(以下「本条項2」といいます。)では、貴社の責に帰すべき事由により発生した損害について、貴社契約者が貴社に請求できる損害金の上限を定めております。

しかしながら、消費者契約法第8条第1項第2号は、事業者の債務不履行(故意又は重大な過失によるものに限る。)により、消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項について、無効とする旨を定めております。

したがって、本条項2は、貴社の故意又は重過失により生じた損害についても、賠償責任の一部を免除することとなり、不当条項に該当するものと思料いたしますので、本書のとおり請求します。

3 請求の趣旨第2項について

契約条項第10条(1)(以下「本条項3」といいます。)では、訪問販売(飛び込み営業)が行われた場合、契約日から8日以内であれば、クーリングオフが可能であるとされています。

しかしながら、特商法第9条第1項は、法令の定める申込みの内容を記載した書面又は契約の内容を明らかにする書面(以下、これらの書面を「法定書面」といいます。)を受領してから8日以内に限り、クーリングオフが可能である旨を定

めており、特商法第9条第8項では、これに反する特約で申込者等に不利なものは、無効であるとされています。

したがって、本条項3は、特商法第9条第8項に違反するものと思料いたしますので、本書のとおり請求します。

4 請求の趣旨第3項について

契約条項第11条(1) (以下「本条項4」といいます。)では、貴社契約者が、工事が完成する前に必要に応じて契約を解除する場合、工事の進捗状況に伴う実費清算の他、違約金として、契約金の3割を支払うものとされています。

この点、消費者契約法第9条第1号は、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずべき平均的な損害額を超えるものについて、損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項を無効であるとしています。

また、特定商取引法第10条第1項第3号及び第4号では、訪問販売において、役務の提供開始後に契約が解除された場合には、提供された当該役務の対価に相当する額、役務の提供開始前に契約が解除された場合には、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に対し、それぞれ法定利率(年6%)による遅延損害金を加算した金額を越える額の金銭の支払いを消費者に請求することは、禁止されています。

したがって、本条項4は、工事の進捗状況に伴う実費清算額及び違約金の金額が、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずべき平均的な損害額を超える場合、消費者契約法第9条第1号に違反するとともに、訪問販売により契約が締結された場合、特定商取引法第10条第1項第3号及び第4号に違反し、不当条項に該当するものと思料いたしますので、本書のとおり請求します。

5 当会としましては、本請求の前に、平成28年9月8日付け以降、書面でお問合せないし申入れを行っているところでありますが、貴社からは契約書の改善を行っている旨の連絡のあと、相当の期間を経ても改善が確認できていないため、やむなく本書面を送付いたします。

第4 訴えを提起する予定の裁判所
東京地方裁判所

以上